

令和2年8月1日時点

新型コロナウイルス感染症対策における町主催会議、行事等の実施方針について

おおい町新型コロナウイルス感染症対策本部

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」、「7月10日以降における都道府県の対応について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」、「8月1日以降における催物の開催制限等について（同）」及び県民行動指針 Ver.8 を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、町内における町主催の会議・行事・イベント等については、基本的感染防止対策を実施のうえ、下記に基づき実施又は中止、延期等の判断を行ってください。

## 記

### 【実施方針】

会議・行事・イベント等については、特に開催が必要なもので、「新しい生活様式」の実践例に倣い、次の条件を全て満たす場合は、開催することができる。ただし、参加者が重症化リスクの高い方（高齢者や持病をお持ちの方、妊婦等）や感染者が多く発生している地域からの場合には、特に慎重な判断が必要である。また、接触確認アプリの利用を推奨するとともに、熱中症等夏の健康管理にも配慮すること。

#### 条件

- ①. 参加する人数が、屋内であれば5000人以下、かつ収容定員の半分程度以内であること。屋外であれば5000人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2mを目安に）が十分確保できること。
- ②. 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が想定されないこと。
- ③. 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されないこと。
- ④. 適切な感染防止対策（入場者の制限（発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む。）や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。
- ⑤. 参加者の名簿を作成し、連絡先等が把握できること。

### 【対象期間】

令和2年8月1日から当面の間

ただし、今後の感染状況等に応じて適宜見直しを行う。